

## 平成 30 年第 2 回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 2 月 26 日 (木)  
午後 2 時 00 分から午後 4 時 30 分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター 3 階会議室
3. 委員定数 条例定数 19 人 現委員 19 人
4. 出席委員 (18 人)  
会 長 1 番 岩崎 信一郎  
会長代理 2 番 太田 尚臣  
委 員 3 番 白石 幸憲 4 番 山崎 友好 5 番 松崎 常俊  
6 番 志田 邦彦 7 番 岸本 六郎 9 番 高口 和子  
10 番 大串 康明 11 番 岡 修治 12 番 松尾 均  
13 番 福田 務 14 番 田中 初治 15 番 朝長 久夫  
16 番 辻尾 政幸 17 番 山下 裕史 18 番 水嶋 政明  
19 番 三枝 政人
5. 欠席委員 (1 人)  
8 番 知念 近海
6. 議事日程  
第 1 議事録署名委員の指名  
第 2 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願について  
議案第 10 号 西海農業振興地域整備計画の変更について  
議案第 11 号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第 12 号 農地中間管理事業利用配分計画 (案) に関する意見について  
議案第 13 号 非農地通知の対象とすることの決定について  
  
報告事項 農用地配分計画の解約について  
農地改良届出について
7. 事務局 事務局長：中村正且 局長補佐：神浦真吾 主査：山口智貴
8. 会議の概要  
事務局 只今から平成 30 年西海市農業委員会第 2 回総会を開会いたします。本日、8 番：知念委員より欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。

出席委員は在任委員 19 名中 18 名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、2 番：太田委員、3 番：白石委員にお願いいたします。

議長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」「1 番」を説明いたします。資料は 2 頁になります。物件は西海町面高郷字塔ノ尾、の畑、計 1 筆・4, 750 m<sup>2</sup>の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り受け人に関する事項については議案書記載のとおりです。本件は平成 29 年 1 月 27 日の第 12 回総会で農地法第 3 条 1 項目的の買受適格証明願で承認した案件で、公売により売却が決定したため、農地法第 3 条による許可申請手続きを行うものです。公売による売却のため、譲り受け人の単独申請となっています。申請事由は議案書記載のとおりで、権利種別は所有権移転となっています。農地法第 3 条第 2 項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は 3 頁から 9 頁までで、3 頁に位置図、4 頁に付近状況図、5 頁に現況写真、6 頁は字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。7 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から約 450 m の距離に位置しています。8・9 頁に売却決定通知書を添付しています。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

次に「2 番」を説明いたします。資料は 10 頁になります。所在が西海町太田原郷字與五郎平、の畑、計 1 筆・69 m<sup>2</sup>の申請となってい

ます。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして譲渡人が相続により取得したが耕作できないため、譲受人：譲渡人の要望もあり自作地と隣接し耕作に便利のためとなっています。権利種別は所有権移転「贈与」となっています。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。

関係資料は11頁から15頁までで、11頁に位置図、12頁に付近状況図を添付しております。譲り受け人の自宅から、約3.3km（車で約6分）のところに申請地があり東から西側にかけて譲受人の所有する田■■■■番に、隣接しています。13頁は現況写真、14頁は字図で、黄色に塗られているところが申請地です。15頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。権利移転後は、水稻を栽培し、田として利用するとのこと。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。

事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは1番について補足説明を地区担当委員お願いします。

13番            現地を確認しました。申請地は耕作中で申請者も農業経験も豊富で農機具保有状況も問題ありません。真面目で熱心な方ですので何ら問題は無いものと判断いたします。よろしくご審議ください。

議 長            それでは2番について補足説明を地区担当委員お願いします。

14番            申請地は以前、基盤整備をしたときに所有権移転済みと誤っていたということで、今回手続き漏れに気づき申請に至ったということでした。現地は1枚の農地として譲り受け人が耕作しており、何ら問題は無いものと思われまますのでよろしくご審議ください。

議 長            ただ今議案第6号の「1番」「2番」について説明がありました。  
                  これより質疑に入ります。  
                  皆さんから何かご意見等ございませんか。

                  《なしの声あり》

議 長            ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。

                  《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の「1 番」「2 番」については、申請どおりで許可することといたします。

議 長 次に議案第 7 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 資料は 16 頁です。所在地が西海町川内郷字カクイ平、畑 1 筆、面積・381 m<sup>2</sup>で利用状況は休耕地となっています。申請地の地番・申請人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は家屋の新築にあたりと進入路して利用するためとなっています。

添付資料は、17 頁から 27 頁までで、17 頁に位置図、18 頁に付近状況図、19 頁に現況写真、20 頁に字図、21 頁に航空写真を添付し、22 頁に被害防除計画書、23 頁に配置図、24 頁に平面図、25・26・27 頁に断面図を添付しています。[REDACTED] 番の宅地に住宅を建築するにあたり、申請地を進入路として整備するとなっています。22 頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う（最高 1.1 m、最低 0 m）切土を行う（最高 4.4 m、最低 0 m）被害防除措置の内容又は被害の発生の恐れがない理由として申請する土地に耕作地は無いため問題ない。工事施工にあたり土留め工事、擁壁を設ける、のり面保護等対策を講じるため土砂流出等の被害発生の恐れはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、進入道路の整備につき、高さのある工作物は設けないため、日照・通風・耕作等に影響をおよぼす恐れはない。排水計画ですが、雨水は水路放流。敷地内に側溝を整備し水路に放流する。汚水・生活雑排水は、なしとなっています。

農地区分について、申請地は宅地・雑種地・道路に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を担当委員をお願いします。

14 番 先日、本人立会いのもと確認してまいりました。現在の進入路は軽自動車を通るくらいの幅員しかなく不便である事から、自宅の西側の県道側に倉庫等も建設し、利用しやすいよう進入路を整備すると言うものです。申請者は U ターンして勤めながら農業もやるということで、期待できる若者でありますので、地元としても支援したいと思ってお

ります。排水も敷地内に側溝を設置し水路に放流する計画になっており特段問題はないものと判断いたしますのでよろしくご審議ください。

議 長 　　ただ今議案第7号について説明がありました。  
　　これより質疑に入ります。  
　　皆さんから何かご意見等ございませんか。  
　　《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。  
　　《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。  
　　よって、議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおりで許可相当といたします。

議 長 　　次に議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
　　「1番」「2番」と「3番」「4番」に分けて審議いたします。  
　　まず「1番」「2番」について事務局より説明をお願いします。

事務局 　　「1番」を説明いたします。資料は28頁になります。所在が西彼町小迎郷字瀬戸坊頭、の畑・計1筆・264㎡で利用状況は普通畑となっています。申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は現在実家に住んでいますが、子供たちが大きくなり 部屋が狭小になったため自宅を建設する予定となっています。権利種別は所有権移転「贈与」となっています。  
　　添付資料は、29頁から37頁までで、29頁に位置図、30頁に付近状況図、31頁に現況写真、32頁に字図、33頁に航空写真を添付しています。34頁に被害防除計画書、35頁に配置図、36頁に平面図、37頁に立面図を添付しています。木造2階建の住宅1F74.78㎡、2F49.24㎡、計124.02㎡を新築する申請となっています。34頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、ここで資料の①(1)に「ウ現状のまま利用する」(2)被害防除措置の内容又は被害の発生の恐れがない理由として「盛土、切土工事をしないので被害の発生の恐れはない。」②近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置 イ建物の高さを加減する(高さ7.55m程度)・被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、「建物の高さを加減するので、近傍農地への著しい影響は発生しない」を報告が有っています。排水計画ですが、雨

水は市道側溝。汚水・生活雑排水は、下水道処理となっています。農地区分について、申請地は宅地や道路や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。

「2番」を説明いたします。資料は38頁になります。所在が西彼町大串郷字中道、の田、計2筆・2,061㎡で利用状況は水田となっています。申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は障害者用グループホーム4棟を建築するとなっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。

添付資料は、39頁から46頁までで、39頁に位置図、40頁に付近状況図、44頁に被害防除計画書、45頁に配置図、33頁に平面図・立面図を添付しています。木造平屋のグループホーム81.24㎡・4棟を建設し、駐車場207㎡を含めた計画の申請となっています。44頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する（表土鋤取り後、埋め戻し復旧）敷地内舗装のため、土砂等の流出はない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置・理由として、建物の高さを加減する（5.33m程度）建物が平屋で屋根の勾配を可能な限り緩く計画。排水計画ですが、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は、下水道処理となっています。農地区分について、申請地は宅地や道路や田に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議長            それでは「1番」について補足説明を担当委員お願いします。

17番            先日、推進委員と一緒に現地を確認しました。譲り受け人と譲り渡し人は親戚関係にありまして、譲り受け人は現在実家住まいですが、子供たちが大きくなり、手狭となったため住宅を建設したいとのことでした。現地は住宅に囲まれたところで、近傍農地への日照、通風、耕作等、また排水等についても問題はないと判断しましたので、ご審議方よろしくお願いします。

議長            次に「2番」について補足説明を担当委員お願いします。

11番            先月の総会で取り下げになった案件であります。その理由として申請地の水田の真ん中に暗渠水路（用水路）があり、その協議がなされていなかったため急遽取り下げとなりましたが、今回は水田の北側に水路の付け替えを行うということで用水路としても問題はないと判断しました。また、周りの農地への影響についても被害防除計画にある

とおりの特段問題はないものと判断いたしました。よろしくご審議ください。

議長 　ただ今議案第8号の「1番」「2番」について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議長 　ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議長 　「異議なし」と認めます。よって、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」「2番」については、申請どおりで許可相当といたします。

議長 　次に議案第8号の「3番」「4番」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　「3番」を説明いたします。資料は47頁になります。ここで資料の修正をお願いします。譲り渡し人の住所地番を「          番」に修正をお願いします。所在が西彼町白似田郷字中田原、の田・畑、計2筆・915㎡で利用状況は休耕地となっています。申請地の地番・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は現在の駐車場及び展示場が狭く業務に支障をきたしているとなっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。

添付資料は、48頁から55頁までで、48頁に位置図、49頁に付近状況図、50頁に現況写真、51頁に字図、52頁に航空写真を添付しています。53頁に被害防除計画書、54頁に駐車場の利用計画書、55頁に土地利用計画平面図を添付しています。敷地造成・舗装工事を予定しています。53頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する（砂利を敷く）、申請地は独立した土地であり、周辺に被害発生の恐れはなく防除施設設置する要はない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、建物・植栽の計画はなく被害を与えることはない。排水計画ですが、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水はなしとなっています。農地区分について、申請地は宅地や道路や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。

「4番」を説明いたします。資料は56頁になります。所在が西彼

町白似田郷字下原田、の畑、計2筆・5, 147㎡で利用状況は原野となっています。申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は太陽光発電設備設置のためとなっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。

添付資料は、57頁から65頁までで、57頁に位置図、58頁に付近状況図、59頁に現況写真、60頁に字図、61頁に航空写真を添付しています。62頁に被害防除計画書、63頁に利用計画図、64頁にパネル配置図、排水計画図、65頁に設備の配置図を添付しています。太陽光パネル1, 288枚とキュービクルを敷地に設置し347.76kWの発電規模を持った設備を配置する計画の申請となっています。62頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う（最高1m、最低なし）、切土を行う（最高1m、最低なし）被害防除措置の内容又は被害発生の恐れがない理由として、西側に農地があるが、その間に公衆用道路（緩衝地）があること当該土地の方が低いことから被害はないと破断した。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置・理由として緑地、緩衝地を設ける幅3m程度、建物の高さを加減する。高さ1.5m程度、西側に農地があるが、その間に公衆用道路（緩衝地）があること当該土地の方が低いことから被害はないと破断した。排水計画ですが、雨水は水路放流汚水・生活雑排水は、ないとなっています。

農地区分について、申請地は宅地や道路、畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議長            それでは「3番」「4番」について補足説明を担当委員お願いします。

12番            まず「3番」についてご説明いたします。先日、地区担当推進委員と現地を確認しました。国道206号線沿いにある農地であります。譲り受け人は整備工場を経営しており、駐車場、展示場が狭小で、今回相談が成立したので申請したものであります。現状のまま利用するというので、被害等についての影響はないと判断いたしました。「4番」につきまして、現況は原野化しておりまして、周りに住宅が2件ありますが、同意を得ており、地区の行政区長にも説明し同意を得ているということでした。排水計画ですが、下流域となる住宅とは市道の水路に放流するということなので協議も済んでおり、特段問題はないと思われまますのでよろしくお願いたします。

事務局            本件は3,000㎡を超えた案件でありますので、総会での審議結果として意見を付して、長崎県農業会議の常設審議委員会に諮問する流れとなりますので申し添えます。

1 8 番 太陽光施設の場合、日光が近傍の住宅に差し込んで問題になるケースがあるやに聞いたことがあります、その辺については心配ないのでしょうか。

1 2 番 南側の住宅に関しては協議が整っており、市道の先の住宅は樹木がありますので影響はないと思います。

議 長 ただ今議案第 8 号の「3 番」「4 番」について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の「3 番」「4 番」については、申請どおりで許可相当といたします。

議 長 次に議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願について」を説明いたします。資料は 6 6 頁になります。所在が西彼町八木原郷字南、の畑、1 筆・2 5 3 m<sup>2</sup>で、平成 29 年 2 月 27 日の総会で審議し、平成 29 年 3 月 14 日に県から許可された案件の許可処分の取消願となっています。申請地の地番・申請人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は許可決定後に譲り受け人の事情により、住宅建築計画自体が中止になった。となっています。添付資料は、6 7 頁から 7 1 頁までで、6 7 頁に位置図、6 8 頁に付近状況図、6 9 頁に現況写真、7 0 頁に字図、7 1 頁に航空写真を添付しています。許可後に特段手を加えたり、権利移転の手続きもされていないため、許可を取り消しても特段問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 補足説明を担当委員をお願いします。

17番 本件は昨年年第2回総会において5条の許可をされていたもので、改選前の農業委員の方に連絡して事情を聞いて見ました。譲り受け人の家庭の事情ということでしたが、離婚されて住宅建築計画自体が中止になったということでした。許可後に特段手を加えたり、権利移転の手続きもされていないため、許可を取り消しても特段問題はないものと思いますのでよろしくご審議ください。

議長 ただ今議案第9号について説明がありました。  
これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第9号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて」は申請どおり承認することに決定いたします。

議長 次に議案第10号「西海農業振興地域整備計画の変更にかかる意見聴取について」を議題といたします。  
本案も「1番」「2番」と「3番」「4番」に分けて審議いたします。  
まず「1番」「2番」について事務局より説明をお願いします。

事務局 西海農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により意見を求められたので意見を求めます。今回は4件・5筆の申請となっています。内容はすべて除外分となっています。

1番について、資料は73頁からです。物件の所在は、西海町横瀬郷字中河原の畑、1筆・1, 368㎡のうち500㎡の申請となっています。土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、現在同居中である娘に子供が生まれ手狭となり、住宅が必要となった。このため、申請人所有の畑の一部に一般住宅を建設する計画である。となっています。農地法適用条項は5条となっています。添付資料は、74頁から81頁までで、74頁に位置図、75頁に付近状況図、76頁に現況写真、77頁に字図、78頁に航空写真、79頁に被害防除計画書、90頁に配置図・立面図、81頁に各階の平面図を添付しております。79頁にもどり、申請地の造成計画内容ですが、現状のまま利用する。それに伴う被害防除措置は、現状

のまま利用するため、被害発生の恐れはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼす恐れを生じさせないための措置は、隣接するのは申請人の所有地及び道路であるため近隣農地に被害発生の恐れはない。排水計画ですが、雨水は自然流下、汚水処理・生活雑排水は下水道処理となっています。農地区分について、申請地は宅地や道路、畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。

2番について、資料は82頁からです。物件の所在は、西海町中浦南郷字北上原の畑2筆、計2, 193㎡で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、申請者が計画中の風力発電所において、発電した電力を既存の電力会社鉄塔へ接続するための設備(連系変電所)が必要となる。当該申請地では、その連系変電所を設置したいと考える。添付資料は、83頁から90頁まで、83頁に位置図、84頁に付近状況図、85頁に現況写真、86頁に字図、87頁に航空写真。88頁に被害防除計画書、89頁に土地利用計画図、90頁に平面図・立面図を添付しております。

申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。詳細測定の結果、必要最小限の切盛土を計画する。被害防除措置の内容又は、被害の発生の恐れがない理由としまして、(1)の詳細測定の結果、必要により被害防除措置を講じる。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、造成面積が小さいため周辺農地への日照・通風に影響はない。被排水計画ですが、雨水排水は自然流下、汚水処理・生活雑排水はなしとなっています。農地区分について、申請地は宅地や道路、畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは「1番」について補足説明を担当委員お願いします。

16番            譲り受け人と譲り渡し人は親子関係にあり、現在同居していますが子供も出来、3世代住宅としては手狭となったため、申請地の一部に住宅を建築したいとのことでした。近傍の農地も譲り渡し人の農地で、日照、通風等について影響はなく、排水についても下水道に接続するなど特段影響はないと思われますので、よろしくご審議ください。

議 長            次に「2番」について補足説明を担当委員お願いします。

5番              先日、会長と地区担当推進委員で現地を確認しました。現地は山林化しており、周囲に影響を与えることもないと判断しましたので、よろしくご審議ください。

議 長 　　ただ今議案第10号の「1番」「2番」について説明がありました。  
これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について承認することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。  
よって、議案第10号「西海農業振興地域整備計画の変更にかかる  
意見聴取について」の「1番」「2番」については、原案どおりで「意  
見なし」といたします。

議 長 　　次に議案第10号の「3番」「4番」について、事務局より説明をお  
願いします。

事務局 　　3番について、資料は91頁からです。3番の農地は大瀬戸町雪浦  
下釜郷字狐岩の畑1筆、計1,538㎡で、土地所有者及び申請者につ  
いては議案書記載のとおりです。変更の目的は、太陽光発電設備の  
設置で、変更の事由は、耕作者が高齢のため、体力的な問題などで、  
農地全体の広さに対し農作物の耕作範囲が狭小で収穫量も僅かである  
ため、また全体を耕作の後継者もいないため、農業の継続が難しいこ  
とから、農地を利用して収入を得るために太陽光発電システムを設置  
し、発電事業を行うため。農地法適用条項は4条となっています。添  
付資料は、92頁から100頁までで、92頁に位置図、93頁に付  
近状況図、94・95頁に現況写真、96頁に字図、97頁に航空写  
真、98頁に被害防除計画書、99・100頁に土地利用計画図を添  
付しております。太陽光パネル252枚を設置し73.08kWの発  
電規模を予定しています。

申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。それに伴う  
被害防除措置は、防護柵を設置する。被害防除措置として耕作放棄地  
のため、影響はないものと考えます。近傍農地の日照、通風、耕作等  
に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置は耕作放棄地  
のため、影響はないものと考えます。排水計画ですが、雨水排水は自  
然流下、汚水・生活雑排はないとなっています。農地区分について、  
申請地は宅地や道路や畑に囲まれた農業公共投資の対象となってい  
ない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。

4番について、資料は101頁からです。4番の農地の所在は、西

彼町白崎郷字村河内、畑1筆・計970㎡。土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、一般住宅・建築作業場。変更事由は現在居住している賃貸アパートでは、4人家族になったことで手狭になり夫婦共に就業していることから、実家のある白崎郷に転居する方が子供たちの住環境を充実させることが出来るとかかんがえている。また申請者が建築業を営んでいることもあり、将来的には事業場を併設できる程の広さの土地を選定していたが、思うような条件の土地が見つからないところ、今回、耕作放棄地である当該土地の所有者との合意を得ることが出来た。農地法の適用条項は5条となっています。添付資料は、102頁から110頁までで、102頁に位置図、103頁に付近状況図、104頁に現況写真、105頁に字図、106頁に航空写真、107頁に被害防除計画書、108頁に配置図、排水図、109頁に住宅部分の平面図・立面図、110頁に加工場の平面図・立面図を添付しております。木造2建の住宅と木造平屋の加工場を予定。107頁にもどり申請地の造成計画の内容ですが、切土を行う（最高0.8m、最低0.0m）それに伴う被害防除措置は、擁壁を設ける。被害防除措置の内容又は、被害の発生の恐れがない理由としまして、周囲は新たに擁壁を設け、隣接農地との境界にある既存石垣には干渉させないため被害発生の恐れはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置は建物の高さを加減する。（高さ5.2m程度）。被害防除措置の内容又は、被害の発生の恐れがない理由としまして、建物の高さを抑えるため近隣農地への日照・通風を妨げることがない。排水計画ですが、雨水排水は自然流下。汚水及び生活雑排水は合併浄化槽処理となっています。農地区分について、申請地は宅地や道路や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは「3番」について補足説明を担当委員お願いします。

3 番            現地を確認しました。周りは山に囲まれた土地で市外から通農している状況ですが、高齢で後継者もなく、また、体力的な問題もあり、今回、太陽光パネルの計画をしたいということでした。現状のまま利用するということから近傍農地への影響はないと判断いたしましたのでよろしくをお願いします。

議 長            次に「4番」について補足説明を担当委員お願いします。

9 番            地区担当推進委員とともに確認いたしました。所有者に確認したところ、以前は樹園地だったようですが所有者の方が病気をされて耕作

できない状況になり、伐採してそのままにしてあったようです。建物の高さを加減する事により近傍農地への影響をなくすということ、また、排水については市道の側溝に放流するということから特に問題はないと判断いたしました。よろしくご審議ください。

議 長 　　ただ今議案第10号の「3番」「4番」について説明がありました。これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について承認することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。  
よって、議案第10号「西海農業振興地域整備計画の変更にかかる意見聴取について」の「3番」「4番」については、原案どおりで「意見なし」といたします。

議 長 　　次に議案第11号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

事務局 　　資料は議案集「別冊」になります。111頁をお願いします。議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する。となっています。

112頁は農地利用集積計画集計表です。今回は「合意解約」、計30筆・46,260㎡、「使用貸借権・賃貸借権設定」（県公社借入分）、計150筆・208,403㎡が計上されています。

113・114頁は合意解約分の9件・30筆・46,260㎡の詳細となっています。農地中間管理事業へ移行する合意解約28筆分と西海市農業振興公社が合意解約する2筆分の明細となっています。

115頁から121頁は県公社借入を行う分で、賃貸借「5年」のもの6筆、使用貸借「5年」のもの104筆、賃貸借「10年」のもの5筆、使用貸借「10年」のもの32筆、賃貸借「13年」のもの3筆、計43者・150筆分の各筆明細となっています。1番から129番の129筆については、いちご部会の会員が取り組む農地中間管理事業分となっています。130番から141番、145番の13

筆については市内の担い手の方が取り組む農地中間管理事業分、142番から144番の3筆は市外の担い手の方が取り組む農地中間管理事業分、146番から150番の5筆については市内の法人が取り組む農地中間管理事業分への利用集積に繋がっており、各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。農業経営基盤強化法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今、議案第11号について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。  
よって、議案第11号「農地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長 　　次に議案第12号「農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 　　122頁をお願いします。議案第12号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画に関する意見について 農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により、意見を求められたので、判断を求める.となっています。資料は123頁から170頁です。先ほど115頁から121頁にて提案しました県公社の借り入れ分の土地150筆と県公社が保留している土地の5筆分とあわせて全155筆に対して、県農業振興公社から「40者」に対し、賃貸借「5年」のもの6筆、使用貸借「5年」のもの104筆、賃貸借「10年」のもの5筆、使用貸借「10年」のもの32筆、賃貸借「13年」のもの3筆、賃貸借「3年7ヶ月」のもの3筆、使用貸借「29年5ヶ月」のもの2筆の合計155筆の配分の各筆明細となっています。1番から129番の129筆については、いちご部会の会員が取り組む農地中間管理事業分となっています。130番から141番、145番の13筆については市内の担い手の方が取り組む農地中間管理事業分、142番から144番の3筆は市外の担い手の方が取り組む農地中間管理事業分、146番から150

番の5筆については市内の法人が取り組む農地中間管理事業分へ、151番から153番の3筆は市内の方への再配分、154番から155番の2筆は市内の方への配分となっており、各筆の地番・面積・地目・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。130頁から170頁にそれぞれの借り手・40者分（38名の市内、1名の市外、1者の市内法人）の経営状況を添付しています。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3において特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長           ただ今、議案第12号について説明がありました。  
                  これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
                  《なしの声あり》

議 長           ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。  
                  《異議なしの声あり》

議 長           「異議なし」と認めます。  
                  よって、議案第12号「農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり配分することで「異議なし」といたします。

議 長           次に議案第13号「非農地通知の対象とする事の決定について」を議題といたします。一括して審議いたします。  
                  事務局より説明をお願いします。

事務局           それでは資料は171頁をお願いします。議案第13号「非農地通知の対象とする事の決定について」説明いたします。今回は4件・5筆・5,651㎡について、審議を頂きたいと思います。今回、申請者の方は4件の方となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。

                  説明に入ります。1件目は1番の1筆となり、資料は172頁から176頁です。所有者は西彼町下岳郷の方です。172頁に位置図、173頁に付近近況図、174頁に対象地の現況写真、175頁に字図、176頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

                  対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

2件目は2番・3番の2筆となり、資料は177頁から181頁です。所有者は福岡県宗像市の方で西海町中浦南郷に縁のある方です。177頁に位置図、178頁に付近近況図、179頁に対象地の現況写真、180頁に字図、181頁に航空写真を添付しています。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

3件目は4番の1筆となり、資料は182頁から186頁です。所有者は西海町面高郷の方です。182頁に位置図、183頁に付近近況図、184頁に対象地の現況写真、185頁に字図、186頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

4件目は5番の1筆となり、資料は187頁から191頁です。所有者は崎戸町蠣浦郷の方です。187頁に位置図、188頁に付近近況図、189頁に対象地の現況写真、190頁に字図、191頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

議 長            それでは1番について補足説明を担当委員お願いします。

9番            現地は山林化しており農地として復元する事は困難と判断いたしましたのでよろしくお願いします。

議 長            2番・3番について補足説明を担当委員お願いします。

5番            先日推進委員と一緒に現地を確認いたしました。雑木林と言いますか原野化しており非農地通知の対象として何ら問題はないものと思われまますのでよろしくお願いします。

議 長            4番について補足説明を担当委員お願いします。

13番            現地を確認しました。農地があるかないかさえ分からない状態で、非農地通知の対象として何ら問題はないものと思われまますのでよろし

くお願いします。

議 長 5番について補足説明を担当委員お願いします。

18番 担当推進委員と現地を確認しました。現地に入る道もないような状態で非農地通知の対象として何ら問題はないものと思われまますのでよろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第13号の1番から5番について説明がありました。皆さんから何か意見等ありませんか。  
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第13号「非農地通知の対象とするものの決定について」の1番から5番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で議案審議は終了しました。  
次に報告事項に入ります。事務局よりお願いします。

事務局 報告事項の説明を行います。資料は192頁になります。「農用地利用配分計画の解約について」下記のとおり農地利用配分計画による農地等の貸借の合意による解約をした通知があったので報告するとなっています。本件は農地中間管理事業が配分した土地について合意解約をした案件です。西海町中浦北郷の物件、畑3筆、計7,714㎡につきまして途中で合意解約に至ったものです。本件は西海町黒口郷の方に再配分されています。

つづいて、平成30年2月受付 農地改良等届について説明をいたします。「1番」を説明します。資料は193頁です。ここで資料の修正をお願いします。所在地の字名を「小田原(コダハラ)」としていますが、「小原田(コハルダ)」となります。申請地は所在が西彼町白似田郷字小原田の1筆、地目・田、面積3,152㎡の届出となっています。申請地の地目・面積と申請者の住所・氏名・申請事由については議案書記載のとおりです。関係資料は194頁から200頁で、194頁に位置図、195頁に付近近況図、196頁に現況写真、197頁に字図、198頁に航空写真、199頁に被害防除計画書、20

0 頁に平面図・断面図をつけています。199 頁に戻り、申請地の造成計画内容ですが、盛土を行う(最高 1.0 m)。被害防除措置として、土留め工事をする。コンクリートブロックによる土留工事を行うので被害の恐れがない。近傍農地の日照、通風、耕作等への影響については、露地栽培であるため、近傍農地への影響はない。排水計画については雨水を自然流下するとなっています。農地改良届に関する事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今事務局から報告事項について説明がありました。何か意見等ありませんか。

　　ないようでしたら、ただ今、報告及び説明があったとおり届出について承認することといたします。

議 長 　　以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 　　ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

　　次回総会は

日時 平成30年3月26日(月) 午後2時00分から  
場所 大瀬戸コミュニティセンター 3階会議室

これをもちまして西海市農業委員会第2回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

平成30年2月26日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人